

## 七世紀における日本の礼制継受——葉獮を視点として——

陳 睿 珪

はじめに

中古中国では、律令の立法基礎と称され、社会道徳規範でもある礼典が編纂されたが、日本では、七世紀初頭の遣隋使から八世紀初頭の遣唐使までのほぼ一世紀の間、礼の部分的な撰取が始まった。八世紀以降、礼の本格的な導入が始まり、九世紀になってから、儀式書の編纂によって礼制の整備が頂点に至ったと考えられる。近年、日本における礼制に関する研究成果があげられてきた。<sup>①</sup> 研究史を大雑把に敷衍すると、七・八世紀において、日本の礼制は主に律令の範囲内で継受されたこと<sup>②</sup>で、礼制に包摂された中国皇帝と異なり、日本の天皇は律令と礼をもとに超越することになったのである。八世紀中葉から九世紀中葉にかけて、中国的な「礼」の継受と整備は、氏族制的・神話的なイデオロギー<sup>③</sup>に変わる。十世紀後半には、日本的な礼（儀礼）は、貴族社会に浸透し、長く古典的規範となる安定したレジームが成立したことになったのである。

平安時代の儀式書などが残され、大宝・養老律令もほぼ復元されているので、八世紀以降における儀式の実態を考察することは難しくない。儀式次第に関する研究成果も多くあげられている。一方、七世紀における礼の導入と受容の考察と成果は、史料上の制約の原因で、研究成果が多くない。七世紀における礼制に関する研究に精力を注いだ論

者である西本昌弘氏は、中国的な節日が浄御原令制下に初めて定着したという見解には従えず<sup>(4)</sup>、天智朝においてかなり広範で直輸入的な礼制受容があったと指摘している<sup>(5)</sup>。ところで、大隅清陽氏は、七世紀までの日本における礼制継受は、「礼」と「法」、編纂物としての礼と律令の相互補完関係や五礼の体系を意識せず、主に中国律令に規定された礼を選択的・限定的に継受し、それを固有的な構造に併せて改変することによって行われたのであるとしている。

しかしながら、西本・大隅両氏は、礼に関する定義に違いがある。礼に関する定義を再検討しなければならない。また、榎本淳一・白石将人両氏が隋の『江都集礼』の成立時期、性質と内容を再検討した結果、結局、隋の『江都集礼』の成立時期はこれまで指摘されたような大業年間(六〇五〜六〇六)ではなく、開皇年間(六〇〇)であることが明らかになった。『江都集礼』という書物の性質も「儀注」ではなく、史睿が「江南礼学的大結集」と指摘するよ  
うに、宋・何承天『礼論』のみならず、梁代に至るまでの南朝の礼学が集大成されていたのである<sup>(6)</sup>。したがって、この点に注意しながら、七世紀初頭における日本の礼制継受を再検討する必要があると考えられる。

本稿は、礼の定義の検討から出発し、先行研究を踏まえつつ、七世紀に日本列島に継受・定着した葉狩を検討し、そのうえで、七世紀に導入された礼(礼義・礼制・礼儀)——特に中国の民間節日——が日本列島において、どのように位置しているか、日本国家成立期における倭国の統治層の礼制に対する理解度を明らかにしたい。

## 一 礼の定義

礼とは、儒教思想に基づいて、中古中国民間の習俗によって形成された理念であり、道德規範を規定するものでもある。張寿安、高明士両氏は、秦漢の礼を礼義、礼制、礼儀の三部分に分類した。換言すれば、礼は制度儀典における倫理規範と価値を示す礼義(価値、道德規範)、国家・社会・家族のような集合体の規範である礼制(典章・制度)、特定の儀式である礼儀(儀文・節式)からなるものである<sup>(7)</sup>。礼義は『礼記』に見え、礼制は『周礼』に見え、

礼儀は『儀礼』に見える。秦漢以降、礼儀と礼制は成文化されて礼典となり、礼義は律典（刑、法）となった<sup>8)</sup>。

富谷至氏は、礼から法への発展を四段階に分けている。孔子の段階では、知―義―仁―徳は重層構造であるが、孟子の段階になると、仁・義・礼・智（知）という四つの徳目が「四端」としてまとめられ、礼もその一つとして横並びに置かれている。つまり、孟子はこの四つの徳目を人性に由来する同じ平面に置くという。そして、荀子の性悪説は立法の起点である。心の判断・認識は、どうして善なる方向を選択するのか、人の心そのものは、常に道義に同調するのか、荀子はこのことに関してははっきり言っていない。認識をより客観的、相対的に位置づけ、善の方向にいくことを前提とはせず、むしろそこに損得、つまり打算といった判断をいれるのは、荀子の後継者韓非子においてである。それ以降、典籍となった礼（礼典）は成文化された規範としての法と相互に関係を持ち、また交差しながら展開していくことになる。儒家が重視する礼と法家が重視する法とは、本来対立するものであるが、上述のように、秦漢以来、隋唐時代までの広義的な礼（礼制）も法家思想を一部導入したに違いない。

以上、中国における礼の三要素と礼から法への発展の四段階を紹介した。次は、唐律における礼文の引用状況を確認したい。小林宏氏は、『唐律疏議』を整理し、礼典を引用している三十二条の律条文を三種類に分類した<sup>10)</sup>。①「礼云」、「依礼」、「抛礼」などの語を冠して礼典（『儀礼』『礼記』『周礼』などの礼に関する経書）の文を引用するものと上記礼典の現代版ともいうべき唐礼（大唐開元礼）の文を引用するものがある<sup>11)</sup>。②「準礼」、「稽之典礼」などの礼典一般を指している場合がある。③「礼云」、「依礼」などの礼典からの引用を明確に記すのではなく、疏の地の文として礼典の文やその取意文を引用する場合がある。

筆者の整理によれば、小林氏の整理した三十二条の律条文のほか、鬪訟律三二条の「殴兄妻夫弟妹」、鬪訟律五七条の「邀車駕撻鼓訴事」、詐偽律二〇条の「詐疾病有所避」、雜律六一条の「違令」は、それぞれ『礼記』曲礼、『周礼』夏官・太僕、『大唐開元礼』卷三序例、『大唐開元礼』卷三序例を引用している。また、鬪訟律四四の「告祖父母父母絞」は『大唐開元礼』凶礼の礼文を引用したほかに、『礼記』檀弓と『礼記』内則とに取意文が載せられてい

る。これら律条文の礼典の引用状況をまとめると、『礼記』を引用したのは三十八箇所あり、『周礼』を引用したのは十一箇所あり、『儀礼』を引用したのは十箇所あり、『大唐開元礼』を引用したのは十箇所ある。これによれば、『周礼』と『礼儀』との引用より、『礼記』の引用が多いことは明らかである。前述のように、律典の中では、制度儀典における倫理規範と価値である礼義は多く入っているに違いない。『唐律疏議』における礼の法的機能は律条文の立法を正当化すると考えられる。

一方、通説では、日本律（大宝・養老）はほぼ唐律の同文をそのまま採用して編纂されたが、表で示されているように<sup>12</sup>、日本律（大宝・養老）は中国の礼典を引用したところが僅かである。また、日本律は、『唐律疏議』で引用された『礼記』の取意文をそのまま引用しているところから見れば、日本律の立法を正当化するのが中国の礼典とは考えがたい<sup>13</sup>。とはいえ、日本律には礼典引用の明記は殆どないが、日本が礼というものを重んじていることは隋唐と殆ど変わらないということになる。このように考えてよいかどうか、以下、七世紀における日本の礼継受の面から検討したい。

## 二 七世紀における日本の礼制

『日本国見在書目録』巻四礼家によれば、冒頭に隋の『江都集礼』百二十六巻が見える。日本へ将来された具体的な時期が正確に分からないが、推古十六年（六〇八）隋の使者裴世清が来朝した際には中国の賓礼と似ている儀式が用いられる点から見れば、その頃には伝来していたと考えてよいであろう<sup>14</sup>。『江都集礼』の日本への将来は、遣唐留学生の帰朝した唐初（日本では舒明朝）まで時期が下る可能性もあるが、日本に伝来した『江都集礼』の巻数が『隋書』経籍志の巻数と同じ百二十六巻であることから、隋代に入手した可能性が極めて大きい<sup>15</sup>。

推古朝から天武・持統朝にかけての律令成立期（日本古代国家成立期）における礼の継受について、大隅清陽氏は

①冠位・朝服（朝廷での公務の際着用する服）の制定、②年中行事の導入、③朝賀・路頭礼を含む朝礼（朝廷での官人相互の礼）制定の三要素が相互に関連する形で進行していることに注目している。七世紀の日本列島における礼制継受において、年中行事導入が大きな比重を占めたことについて、大隅氏は当時の礼制継受が、経学的・理論的な論拠を問うものではなく、むしろ、中国で現実に行われている制度文物の導入に主眼を置くものであったことを意味していると指摘する。<sup>(17)</sup>

さて、当時の推古朝廷が礼に対する理解はどの程度に達したのであろう。以下、推古十二年に頒布された憲法十七条のいくつかの条文を検討したい。<sup>(18)</sup>

前節に述べたように、礼は三要素、即ち「礼義」、「礼制」と「礼儀」からなる。第一条には、

「以<sub>レ</sub>和<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>貴、無<sub>レ</sub>忤<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>宗。（後略）」

とあり、第三条には、

「承<sub>レ</sub>詔必慎。君則天之。臣則地之。天覆地載。四時順行、万氣得<sub>レ</sub>通。（後略）」

とある。また、第九条には、

「信是義本、每<sub>レ</sub>事有<sub>レ</sub>信。其善惡成敗、要在<sub>レ</sub>於信。（後略）」

とある。この三条は、制度儀典における倫理規範と価値である「礼義」に属している。『礼記』喪服四制には、

「凡<sub>レ</sub>礼之<sub>レ</sub>大体、体<sub>二</sub>天地<sub>一</sub>、法<sub>二</sub>四時<sub>一</sub>、則<sub>二</sub>陰陽<sub>一</sub>、順<sub>二</sub>人情<sub>一</sub>、故謂<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>礼。」

とあるように、「礼義」の本来の秩序は身分差の秩序とも言える。これを前提として、天地の秩序と人倫の秩序とに分かれている。この三条は、天地秩序と人倫秩序との規程を含んでいると考えられる。

次に、第四条には、

「群臣百寮、以<sub>レ</sub>礼為<sub>レ</sub>本、其治<sub>レ</sub>民之本、要在<sub>二</sub>乎<sub>レ</sub>礼<sub>一</sub>。上不<sub>レ</sub>礼、而下非<sub>レ</sub>齊。下無<sub>レ</sub>礼、以<sub>レ</sub>必有<sub>レ</sub>罪。（後略）」

とあり、第五条には、

「絶<sub>レ</sub>養<sub>レ</sub>弃<sub>レ</sub>欲、明辨<sub>三</sub>訴訟。其百姓之訟、一日千事。(中略) 臣道亦於焉闕。」  
とある。また、第八条には、

「群卿百寮、早朝晏退。公事靡<sub>レ</sub>盥。終日難<sub>レ</sub>尽。(後略)」

とあるように、上記の条文は、それぞれの集合体の規範である「礼制」に対応し、これらの規定に違反すれば、罪になるのが分かる。

以上によれば、推古十二年(六〇四)四月に頒布された憲法十七条の中には、「礼義」と「礼制」とが含まれているが、「礼儀」にはほぼ触れていないことが分かる。ただし、三ヶ月前、即ち同年正月に施行されたばかりの「冠位十二階」と同年秋九月に新たな朝礼の採用という面から見れば、推古朝において「礼儀」の部分もきちんと整備してきたと考えられる。「冠位十二階」と「憲法十七条」との信憑性、あるいは、『日本書紀』を編纂する際に編者らの潤色を考慮したとしても、礼の三要素は推古朝の時点で導入したと考えられる。

つまり、推古朝廷で行われた改革は、大隅氏の指摘していたような「七世紀における日本の礼制が、年中行事という公的・政治的な、いわばハレの場において導入されたものであった」のではなく、むしろ、七世紀初頭における日本列島の国家政策の改革は、対外関係に関わる礼、いわば中国大陸との外交交渉の間に必要な礼であり、東アジア世界において自国の国際的地位を確立するための国家的な、対外的なものでもある。

### 三 七世紀の薬狩

日本の養老令雑令四〇諸節日条には、

凡正月一日。七日。十六日。三月三日。五月五日。七月七日。十一月大嘗日。皆為<sub>二</sub>節日。其普賜。臨時聽<sub>レ</sub>勅。

とあり、これをみると、『荆楚歲時記』のなかでも記載されている正月元日、三月三日、五月五日、七月七日などの

中国的な節日の大半をみることが出来る。古代日本の宮中で行われた年中行事は中国からの影響がかなり大きい。日本の年中行事の研究については、山中裕氏は『平安朝の年中行事』において、日本の年中行事の由来、成立と変遷を網羅的に検討し、解説を加えた。西本昌弘氏は、『日本古代儀礼成立史の研究』において、七世紀における日本の正月行事をより詳しく検討した。本節では、七世紀初頭に初出した葉狝を検討したい。

五月五日の行事、いわゆる「葉狝」という年中行事については、和田萃氏による詳細的な考察がある。<sup>19)</sup>『日本書紀』を編纂する際に、編者らが「某月某日」の形式で記されていた原史料を「某月干支朔干支」という形式に改めて記述しなおしているわけだが、五月五日の葉狝に関わる記事は特異性を持ち、単に「五月五日」と記している。五月五日の葉狝に関わる記事を整理すれば、以下の通りである。<sup>20)</sup>

①推古十九年(六一一)夏五月五日、葉狝於菟田野。取鶏鳴時、集於藤原池上。以会明乃往之。栗田細目臣為前部領。額田部比羅夫連為後部領。是日、諸臣服色、皆隨冠色。各着髻花。則大徳小徳並用金。大仁小仁用豹尾。大礼以下用鳥尾。

②推古二十年(六一二)夏五月五日、葉狝之、集於羽田、以相連參趣於朝。其裝束如菟田之狩。

③推古二十二年(六一四)廿二年夏五月五日、葉狝也。

④天智七年(六六八)五月五日、天皇縱狝於蒲生野。於時、大皇帝・諸王・内臣及群臣、皆悉從焉。

⑤天智八年(六六九)夏五月戊寅朔壬午(五月五日)、天皇縱狝於山科野。大皇帝・藤原内大臣及群臣、皆悉從焉。

⑥天智十年(六七二)五月丁酉朔辛丑(五月五日)、天皇御西小殿。皇太子・群臣侍宴。於是、再奏田舞。

葉狝という名称の初見は推古十九年(六一一)である。①③はいずれも、推古朝に行われた葉狝で、名称も正式

な葉獵である。日付の表示も原史料に余り手を加えずにそのままの「某月某日」という形式を使用している。推古十五年（六〇七）二月に「神祇を礼びたまひ」てから、同年七月に「大礼小野臣妹子を大唐（隋）に遣し」た。同十六年（六〇八）に小野妹子は裴世清とともに大唐より戻って、倭国は賓礼を整備し、大唐使者らを「ミカドに饗たまひ」た。同年九月に、再び小野妹子を使者として大唐に派遣し、十七年（六〇九）九月に小野妹子は日本に戻った。十九年（六一一）五月、成立して日がたない冠位制を使いながら、盛大な「葉獵」の行事を初めて行った。①～③の「葉獵」の記事は簡略化していく傾向がある。しかし、連年開催されていることから、当時外交活動を頻繁に行っていた倭国にとって、宮中の対外的な「礼儀」が整備された姿を東アジア世界に示す意図があったと推測される。

④～⑥はいずれも天智朝に行われた「行事」で、④と⑤の名称は「田獵」で、⑥の名称は「田獵」である。参加者は三つの記事とも後に踐祚した天武天皇が参加した。④について、和田氏は夙に厳密な考察を行い、この蒲生野の一郭に、貴重な葉草である紫草を栽培する葉園があつたため、やはり、近江朝廷をあげての遊樂的気分を満たした葉獵と考えるべきだろう。<sup>21)</sup>⑥の記事については、天智天皇十年（六七二）に天智天皇は宮中で宴会を設け、「田獵」を奏させたが、④と⑤のように郊外で葉獵は行われなかった。その原因は、『日本書紀』天智十年九月条を見れば分かるように、「九月、天皇寢疾不豫」とあり、五月にも天智天皇は郊外での葉獵に参加できない状況にあつたのかもしれない。

ここで注目したいのは、⑤の記事である。和田氏は葉獵に関わる五月五日相当の記事を整理したが、結局、⑤の記事を見落とした。『日本書紀』の記述のなかで、天智八年（六六九）を境に「葉獵」の表示が「某月某日」の形式で使わず、「某月干支朔干支」の形式に変更したためであろう。『家伝』上の天智天皇七年条には、「先<sub>レ</sub>此<sub>レ</sub>、帝令<sub>レ</sub>大臣<sub>レ</sub>撰述<sub>レ</sub>礼儀<sub>レ</sub>、判定<sub>レ</sub>律令<sub>レ</sub>、通<sub>レ</sub>天人<sub>レ</sub>之性<sub>レ</sub>、作<sub>レ</sub>朝廷<sub>レ</sub>之訓<sub>レ</sub>。大臣<sub>レ</sub>與<sub>レ</sub>時賢<sub>レ</sub>人<sub>レ</sub>、損益<sub>レ</sub>旧章<sub>レ</sub>、略為<sub>レ</sub>三条例<sub>レ</sub>」と記しているように、天智七年（六六八）に天智天皇は大臣中臣鎌足に律令の編纂と礼儀の撰述を命じた。周知のように、近江律は編纂されなかった、今に残る平安時代の儀式書でも五礼の体系や分類を全体として承けておらず、選択的な移入にとど



まっているが、この時点の葉狹の表記の変更から見れば、葉狹のような広義の「礼儀」に則した中国古代の民間的な節日は「近江令」または「儀礼」によって正式に成立したと考えられる。『日本書紀』の潤色を考慮したとしても、礼制導入の理念が見られることまでは否定できない。

丸山裕美子氏は、「節日の行事の受容には、中国の古典の知識と暦日知識を持つていることが必要なのであって、推古・顕宗紀の記事は、節日条を継受する以前の宮中における年中行事の受容を示しているのである。また、節日条が規定されたのは、年中行事の初見記事が天武・持統紀に集中していることと、暦日意識の普及が持統四年の元嘉・儀鳳暦の採用に始まることから考えて、浄御原令段階とするのが妥当である」と指摘している<sup>(23)</sup>。一方の西本氏は、前述のように、七世紀中葉に中国的な儀礼の本格的な導入の意図から、中国的な節日が浄御原令制下にはじめて定着したという見解には従えないとする<sup>(24)</sup>。

つまり、七世紀初頭の推古朝は、国家的な、いわゆる対外的な礼（踐祚即位礼、朝堂拝礼などの嘉礼、殯礼、外交の賓礼など）を中心に整えてきた。七世紀末頃の天智朝には、「儀礼」と称される様な儀礼書が編纂された可能性が極めて高いと考えられる。天智七年（六六八）に何らかの「儀礼」が成文化されたことよって、国家的な宮中行事が整備されたものの、間もなく重体に陥った天智はこれらの行事を実施することができず、結果として天武・持統朝に定着して行っていたと考えられる。

## おわりに

本稿は、中国の礼の定義を限定し、七世紀における日本の礼義、礼儀と礼制の導入状況に考察を行い、最後に七世紀の初頭と七世紀後半とに行われた葉狹をも検討を行ってきた。その結果、七世紀初頭の推古朝は、国家的な、対外的な礼（踐祚即位礼、朝堂拝礼等の嘉礼、殯礼、外交賓礼など）を中心に整え、七世紀後半、即ち天智朝以降は、国

家内部の、いわゆる宮中の礼を整備したと結論づける。

また、本稿には、ほかの年中行事や、殯礼などについて触れることができなかったが、これらは今後の課題である。

## 注

(1) 本稿で取り上げた以外に、日本古代の儀礼に関する研究成果は、池田温編『中国礼法と日本律令制』東方書店、一九九二年、大日方克己『古代国家と年中行事』吉川弘文館、一九九三年、和田萃『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』(上・中・下) 塙書房、一九九五年、同『日本古代の年中行事書と新史料』吉川弘文館、二〇一二年、古瀬奈津子『日本古代王権と儀式』吉川弘文館、一九九八年、丸山裕美子『日本古代の医療制度』名著刊行会、一九九八年、藤森健太郎『古代天皇の即位儀礼』吉川弘文館、一九九八年、藤森健太郎『古代天皇の即位儀礼』吉川弘文館、二〇〇〇年、廣瀬憲雄『東アジアの国際秩序と古代日本』吉川弘文館、二〇一一年、稲田奈津子『日本古代喪葬儀礼と律令制』吉川弘文館、二〇一五年などがある。注、以上に掲げる研究成果は、ここ三十年ほどに出版された代表的な論著に限る。

(2) 大隅清陽『律令官制と礼秩序の研究』吉川弘文館、二〇〇一年、三四七頁。

(3) 前掲注(2) 大隅氏論文、三六二―三六四頁。大津透『古代の天皇制』岩波書店、一九九九年。

(4) 丸山裕美子『唐と日本の年中行事』(池田温編『古代を考える 唐と日本』吉川弘文館、一九九一年初出、後に『日本古代の医療制度』名著刊行会、一九九八年所収)、大隅清陽『唐の礼制と日本』(池田温編『古代を考える 唐と日本』吉川弘文館、一九九一年初出、後に大隅清陽『律令官制と礼秩序の研究』吉川弘文館、二〇〇一年所収)。

(5) 西本昌弘『日本古代儀礼成立史の研究』塙書房、一九九七年、五一―九頁。

(6) 榎本淳一『『江都集礼』の編纂と意義・影響』(金子修一先生古稀記念論文編集委員会編『金子修一先生古稀記念論文集——東アジアにおける皇帝権力と国際秩序』汲古書院、二〇二〇年、白石将人『『江都集礼』と隋代の制礼』(『東方学』一三七、二〇一九年)。しかし、両氏は、『江都集礼』の成立時間に意見が分かれている。白石氏は『江都集礼』の成立時間を開皇二十年に一応の完成を見、以降も続集作業が行われていた可能性があるとされているが、榎本氏は『江都集礼』は開皇二十年六月以降に編纂が開始され、同年十一月までに完成したとされている。本稿では、『江都集礼』の成立時期について詳細な検

- 討を行わず、具体的な論考は両氏の論文を参照してください。筆者は『江都集礼』の成書時期が開皇二十年だと認める。
- (7) 張寿安「以礼代理——凌廷堪与清中葉儒学思想之転変」『中央研究院近代史研究所專刊』七二号、中央研究院近代史研究所、一九九四年、四頁。高明士『律令法与天下法』五南圖書出版公司、二〇一二年、三七一—三七七頁。本稿で言及する「礼義」「礼制」「礼儀」の定義はすべて張氏と高氏の見解による。
- (8) 高明士は、「儒教思想から見れば、刑律以外の社会規範はすべて礼である」とされているので、ここで言及された礼典は令・格・式を含んでいる。具体的な論説は高明士『中国中古礼律総論——法文化的定型』商務印書館、二〇一七年、一三一—九頁を参照する。
- (9) 富谷至『中華帝国のジレンマ——礼的思想と法的秩序』筑摩書房、二〇一六年、第一章を参照。同『漢唐法制史研究』創文社、二〇一六年、第一部を参照。
- (10) 小林宏「日本律における礼の法的機能」(『日本における立法と法解釈の史的研究』古代・中世、汲古書院、二〇〇九年)。
- (11) 「永徽律疏」の編纂時期と『大唐開元礼』の成立時期から考えると、「永徽律疏」が『大唐開元礼』を引用するところは必ずほかの儀注を引用した。また、『江都集礼』を引用した可能性も決してないわけではないと考えられる。
- (12) 表1を参照。表は前掲注(10)小林氏論文に基づいて作成されたもので、太字が筆者の整理内容である。
- (13) 拙稿「日本古代における律の継受と運用から見る礼制の受容——名例律を中心として」愛知県立大学大学院国際文化研究科論集(日本文化専攻編 第十二号)、二〇二一年。拙稿では、名例律の不孝条とそれに該当する職制律三〇聞父母夫喪匿条、いわゆる大宝律令成立以前に存在していた律条文と大宝律令成立以降に成立した律条文を検討することによって、日本の律令は中国の礼制を含んでいることに違いないが、日本律の編纂は、礼典を引用して日本律を正当化させるのではなく、唐律そのものは日本律を正当する機能を持ち、日本律の編纂は唐王朝の律を学びながら、日本の国情に応じない、唐律疏議に含まれている中国に定着した礼制を除去するとともに、自らの社会秩序と社会準則、即ち日本的な礼制を構築しようとしたと結論づける。
- (14) 瀧川政次郎「江都集礼と日本の儀式」(岩井博士古稀記念事業会編『典籍論集』大安、一九六三年)。
- (15) 前掲注(6)榎本氏論文。
- (16) 『隋書』経籍志の編纂については、榎本淳一「中日書目比較考」(『東洋史研究』七六、二〇一七年)を参照。

- (17) 前掲注(2)大隅氏著書、三六六頁。
- (18) 小島憲之『国風暗黒時代の文学』上、塙書房、一九六八年。第一編第一章を参照。
- (19) 和田萃「葉胤と『本草集注』…日本古代の民間道教の実態」史林六三、一九七八年初出、後に『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』中、塙書房、一九九五年所収。
- (20) 『日本書紀』は坂本太郎ほか編『日本書紀 日本古典文学大系』(岩波書店、一九六五年)を使用。
- (21) 前掲注(19)和田氏論文を参照。
- (22) 丸山裕美子『日本古代の医療制度』名著刊行会、一九九八年所収、二四一頁。
- (23) 前掲注(5)西本昌弘論文を参照。

表1

| 唐律の条文    | 唐の律疏中の「礼」の引用文  | 「礼」の典拠                          | 日本律の引用状況 |
|----------|--|---------------------------------|----------|
| 名例律 一    | 礼云、刑者、成也、一成而不可变、故君子尽心焉、  | 礼記王制                            | なし       |
| 名例律 三    | 周礼云、其奴男子人於罪隸、又任之以事、實以鬻士、而取教之、上罪三年而捨、中罪二年而捨、下罪一年而捨、                         | 周礼・秋官                           | なし       |
| 名例律 五    | 鄭注礼云、死者漸也、消尽為漸、<br>礼云、公族有死罪、罄之於甸人  | 礼記・檀弓<br>礼記・文王世子                | なし       |
| 名例律 六 謀反 | 周礼云、左祖右社、  | 周礼・冬官                           | なし       |
| 同 謀大逆    | 周礼秋官、正月之吉曰、懸刑象之法於象魏、使人觀之、  | 礼記・服問                           | なし       |
| 同 惡逆     | 依礼、嫡子為父後者、及不為父後者、並不為出母之党服、即為繼母之党服、……若親母死於室、為親母之党服、不為繼母之党服、<br>礼云、所從亡則已、    | 礼記・喪服                           | なし       |
| 同 大不敬    | 依礼、有三月廟見、有未廟見、或就婚等三種之夫、<br>礼運云、礼者君之柄、所以別嫌明微、考制度、別仁義、<br>周礼、食医、掌王之八珍、       | 儀礼・士婚礼、礼記・曾子問<br>礼記・礼運<br>周官・天官 | なし       |
| 同 不孝     | 礼云、孝子之義親也、棄其心、不遵其志、以其飲食、而忠養之、<br>依礼、聞親喪、以哭答使者、尽哀而問故、                       | 礼記・内則<br>礼記・奔喪                  | なし       |
| 同 不睦     | 礼云、講信修睦、<br>依礼、夫者婦之天、<br>(依礼) 又云、妻者齊也、<br>依礼、男子无大功尊、                       | 礼記・礼運<br>儀礼・喪服<br>礼記・内則         | なし       |
| 同 内乱     | 姦小功以上親者、謂拋礼、男子為婦人、著小功服而姦者、   | 儀礼・喪服、大唐開元礼・凶礼                  | なし       |
| 名例律 七 八議 | 周礼云、八辟麗邦法、<br>礼云、刑不上大夫、<br>(礼云) 犯法則在八議、輕重不在刑書也、                            | 周礼・秋官<br>礼記・曲礼上<br>礼記・曲礼上       | なし       |
| 同 議親     | 袒免者、拋礼、有五、高祖兄弟、曾祖從父兄弟、祖再從兄弟、父三從兄弟、身之四從兄弟是也、小功之親有三、……此數之外、拋礼、内外諸親、有服同者、並準此、 | 礼記・大伝<br>大唐開元礼・凶礼               | なし       |

|               |                  |                             |                 |                      |                         |                            |                    |                   |                    |                   |                   |               |                          |                               |  |                        |                  |                         |          |          |               |                |               |                   |                       |          |
|---------------|------------------|-----------------------------|-----------------|----------------------|-------------------------|----------------------------|--------------------|-------------------|--------------------|-------------------|-------------------|---------------|--------------------------|-------------------------------|--|------------------------|------------------|-------------------------|----------|----------|---------------|----------------|---------------|-------------------|-----------------------|----------|
| 唐律の条文         | 同 議賓             | 名例律 十二                      | 名例律 二十七         | 名例律 三十               | 衛禁律 三十二                 | 職制律 八                      | 職制律 十一             | 職制律 十三            | 職制律 十五             | 職制律 二十五           | 職制律 三十            | 戸婚律 十四        | 戸婚律 二十六                  | 戸婚律 二十八                       | 賊盜律 三十                                       | 關訟律 四十七                | 關訟律 四十四          | 關訟律 二十六                 |          |          |               |                |               |                   |                       |          |
| 唐の律疏中の「礼」の引用文 | 礼云、天子存二代之後、犹尊賢也、 | 依礼、凡婦人从其夫之壽命、注云、生礼死事、以夫為尊卑、 | 婦女雖復非丁、抛礼、与夫齊体、 | 依周礼、年七十以上、及未亂者、並不為奴、 | 周礼、三赦之法、一曰幼弱、二曰老耄、三曰憊愚、 | 礼云、九十曰耄、七歲曰悼、悼与耄、雖有死罪、不加刑、 | 依周礼、五百人為旅、二千五百人為師、 | 不依礼令之法、一事有違、合杖七十、 | 故礼云、三日齋、一日用之、猶恐不敬、 | 礼云、唯祭天地社稷、為越紼而行事、 | 依礼、飯齊視春宜溫、羹齊視夏宜熱、 | 依礼、授立不跪、授坐不立、 | 礼云、禹与雨、謂声嫌而子殊、丘与区、意嫌而理別、 | 其妻即非尊長、又殊卑幼、在礼及詩、比為兄弟、即是妻同於幼、 | 依礼、斬衰之哭、若往而不返、齊衰之哭、若往而返、大功之哭、三曲而反、小功緦麻、哀容可也、 | 礼云、大功將至、辟琴瑟、鄭注云、亦所以助哀、 | 又云、(礼云)小功將至、不絕菜、 | 喪服云、古者、有死於室中者、即三月為之不舉菜、 | 礼云、田里不粥、 | 礼云、媵則為妻、 | 依礼、日見於甲、月見於庚、 | 礼云、葬者藏也、欲人不得見、 | 礼云、七十曰膳、八十常珍、 | 礼云、五世袒免之親、四世緦麻之屬、 | 大功尊屬、依礼、唯夫之祖父母及夫之伯叔父母 |          |
| 「礼」の典拠        | 礼記・郊特性           | 礼記・雜記上                      | 儀礼・喪服           | 周礼・秋官                | 周礼・秋官                   | 周礼・秋官                      | 周礼・夏官              | 大唐開元礼・序列上         | 礼記・郊特性             | 礼記・王制             | 礼記・内則             | 礼記・曲礼上        | 礼記・曲礼上                   | 礼記・曲礼上                        | 礼記・雜記下                                       | 礼記・聞伝                  | 礼記・雜記下           | 礼記・雜記下                  | 儀礼・喪服    | 礼記・王制    | 礼記・内則         | 礼記・祭義          | 礼記・檀弓上        | 礼記・王制、礼記・内則       | 礼記・大伝                 | 大唐開元礼・凶礼 |
| 日本律の引用状況      | なし               | なし                          | あり              | なし                   | なし                      | なし                         | なし                 | なし                | なし                 | なし                | あり                | なし            | なし                       | なし                            | なし   | なし                     | なし               | なし                      | なし       | なし       | なし            | なし             | なし            | なし                | なし                    | なし       |

七世紀における日本の礼制継受

|         |   |                |          |
|---------|---|----------------|----------|
| 唐律の条文   | 唐の律疏中の「礼」の引用文   | 「礼」の典拠         | 日本律の引用状況 |
| 鬪訟律 三十一 | 嫂叔不許通問、   | 礼記・曲礼、礼記・鄭注    | なし       |
| 鬪訟律 三十二 | 依礼、継父同居、服期、謂妻少子幼、子無大功之親、与之適人、所適者、亦无大功之親、而所適者、以其資財、為之筑家廟於家門之外、歲時使之祀焉、<br>礼云、凡教学之道、敬師為難、師敬道尊、方知敬学、<br>礼云、家有塾、遂有序、 | 礼記・学記<br>礼記・学記 | なし       |
| 鬪訟律 三十三 | 依喪服、夫之所為兄弟服、妻降一等、   | 儀礼・喪服          | なし       |
| 鬪訟律 三十七 | 礼云、死而不吊者三、謂畏圧瀆、   | 礼記・檀弓上         | なし       |
| 鬪訟律 四十四 | 嫡繼慈養、依例雖同親母、被出改嫁、礼制便与親母不同、其改嫁者、唯止服期、……搥礼又無心喪、……被出者、礼既無服、並同凡人、   | 大唐開元礼・凶礼       | なし       |
| 鬪訟律 四十六 | 女君於妾、依礼、無服、   | 儀礼・喪服          | なし       |
| 捕亡律 六   | 依礼、五家為隣、五隣為里、   | 周礼・地官          | なし       |
| 鬪訟律 五十七 | <b>搥登門鼓、</b>  | 周礼・夏官          | なし       |
| 詐偽律 三   | 使節者、周礼、有掌節之司、注云、道路用旌節、  | 周礼・地官          | なし       |
| 詐偽律 二十  | <b>父母云亡、在身罔極、</b>   | 大唐開元礼・序列下      | なし       |
| 雜律 二十五  | 子孫於父祖之妾、在礼、全無服紀、  | 大唐開元礼・凶礼       | なし       |
| 雜律 三十   | 礼云、物勒工名、以考其誠、功有不当、必行其罪、   | 礼記・月令          | なし       |
| 雜律 六十一  | <b>令有禁制、謂儀制令、行路、賤避貴、去避來之類、</b>  | 大唐開元礼・序列下      | なし       |
| 捕亡律 六   | 依礼、五家為隣、五隣為里、   | 周礼・地官          | なし       |